# 第2回今からはじめる家族信託入門セミナー



遺言では解決できない問題もおまかせ

## 不動産の承継対策を家族信託で解決する!

以下のような住宅会社・不動産会社様に是非ご参加頂きたい内容です

- **相続対策**のための土地活用を積極的に提案したい!
- ▼ オーナーや、その子世代から**贈与**や相続対策の相談を受けることがある!
- ・ 先祖伝来の不動産を所有し、<u>遺産承継に不安</u>なオーナーがいる!
- **不動産オーナーの次の代との関係性**を強固にしたい!

日程

## <sup>2017年</sup> **7**月**10**日 (月)

会場

#### ウインクあいち

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

時間

セミナー 18:45~19:45 懇親会 20:00~ (予定)

主催

司法書士法人ファミリア

#### 講師の國枝よりセミナーでお伝えすること



今注目の家族信託に関して、実際 の事例を交えながらオーナーに提案 できるような信託の活用方法をお伝 えさせていただきます。

<セミナー当日の内容>

- ・遺言で叶わない問題を解決する 家族信託とは?
- ・資産承継に信託を活用するメリット ・家族信託の活用事例 …etc
- 皆様お誘い合わせの上、是非ご参加下さい。お待ちしております。

司法書士法人ファミリア 司法書士 國枝 哲哉

今後の 予定

#### 第1回:6月12日(月)

第3回:8月21日(月)

※内容は、都合により変更する場合がございます。第2、3回の日程、場所の詳細は、当事務所までお問合せ下さい。

本紙をFAXにてお申込み下さい。(お申し込み確認のご連絡を差し上げます。)

お申	し込	しみ	は
	1チ	ラ^	

## **岡 052-228-7531**

貴社名		参加者名		
所在地	₸	ご連絡先	TEL	
		MAIL		
参加申込	□第2回 □第3回 (全回内容が異なります。連続受講がおすすめです)			
懇親会出欠	□懇親会に参加する(参加費4000円)	□懇親3	□懇親会に参加しない	
ご要望	□資料請求を希望する	□具体的	りに相談したいことがある	

### TVや雑誌でも 話題!

## なぜ家族信託 (民事信託)が 相続対策で最も有効なのか?

現在、相続対策で最も有効とも言われる家族信託(民事信託)ですが、家族信託には、以下の3つのメリットがあります。

- ①<br />
  遺言では対応できないニーズに応えることができる
- ②成年後見では対応できないニーズに応えることができる
- ③不動産共有に伴うリスクを回避することができる

#### ●そもそも家族信託(民事信託)とは?



引用:東洋経済新報社、ダイヤモンド社

#### 家族信託(民事信託)とは、

財産管理手法の1つとして、資産保有者 (委託者) が「契約」によって、信頼できる 相手(受託者) に対し、資産(不動産・ 預貯金・株式等)を移転し、一定の目的 (信託目的) に従って、特定の人(受益 者) のためにその資産(信託財産)を管理・処分することをいいます。



万が一**不動産オーナーが認知症**になると、**相続対策が継続できなくなるリスク**がありますが、 家族信託を活用すると、**子ども**が代わりに**管理や修繕、契約や売却、建築**など、資産活用を継続して行うことができるようになるため、家族信託が注目されています。

#### 当社のご紹介

司法書士法人ファミリア						
事務所名	司法書士法人ファミリア					
代表社員	★社員 金子 英之 (愛知県司法書士会 登録番号:愛知 第1147号)					
住所	<ul> <li>・丸の内事務所 〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目3番18号エターナル北山ビル7F</li> <li>・名古屋事務所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目16番22号名古屋ダイヤビルディング1号館8F</li> <li>・東京事務所 〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南二丁目9番4号 安島ビル II 3F</li> </ul>	TEL	<ul> <li>・丸の内事務所</li> <li>TEL.052-228-7533 / FAX.052-228-7531</li> <li>・名古屋事務所</li> <li>TEL.052-533-2807 / FAX.052-533-2803</li> <li>・東京事務所</li> <li>TEL.03-5724-3360 / FAX.03-5724-3363</li> </ul>			

#### 家族信託活用事例集プレゼント



今話題の家族信託・民事信託の活用方法を解説した「家族信託活用事例集」を、ご希望の皆様に無料でプレゼントいたします。

家族信託事例集のプレゼント のみのご希望のお客様は、申 込用紙にその旨ご記入の上、 FAXをご返送下さい。

#### 家族信託・民事信託の専門HPオープン!



当事務所では家族信託・民事信託に積極的に取り組んでおり、 先日、家族信託専門HPのオープンいたしました。実際の活用方法や最新情報を随時配信しておりますのでぜひお立ち寄りください。セミナー実績についても、当社ホームページからもご覧いただけます。

ファミリア 家族信託 検索

「資料請求のみしたい!」「具体的な相談をしたい!」お客様もOK! 表面の申込用紙をFAXでご返送 または お電話でご連絡下さい!